



2026年5月21日

各位

会社名	日本製鉄株式会社
代表者名	代表取締役社長 兼 COO 今井 正
(コード番号)	5401 東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部広報室
(TEL.)	03-6867-2135、2141、2146)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

日本製鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社株主より、2026年6月23日開催予定の第102回定時株主総会において、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領しております。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 本株主提案の内容

別紙をご参照ください。

本株主提案は、2名の株主（議決権比率は合計0.01%未満）からのご提案によるものです。

#### 2. 本株主提案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、**本株主提案に反対**します。

(反対の理由)

当社は、上場子会社を含めたグループ経営について、取締役会においても必要に応じて審議するなど、適時適切に検討し、取り組んでおります。また、上場子会社に関する内容について審議する委員会の設置という個別具体的な事項を定款で一律かつ固定的に定めることは不適切であると考えます。

#### 当社の取組み内容

当社は、上場子会社を含めたグループ経営について、以下のとおり取り組んでおります。

#### ① 上場子会社を含めた当社のグループ経営

当社は、「日本製鉄グループ企業理念」に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指しています。また、当社は、グループ経営について、基本的な考え方を定めるとともに、グループ会社の資本政策等の検討、連結経営計画の策定・連結決算等のPDCA管理、当社グループの事業に適した内部統制システムの構築・整備等に取り組んでおります。

グループ会社の資本政策等については、当社グループにおけるミッション、事業戦略における重要性及び事業特性を念頭に、資本政策の基本方針を定め、経営環境、財務状況及び歴史的背景、並びに上場子会社については少数株主への影響等も考慮し、個社ごとに最適な在り方を検討・判断することとしています。

そのうえで、個々のグループ会社の資本政策等については、経営会議等で、経営環境やグループ戦略の変化に応じて幅広い選択肢を柔軟かつ適時適切に検討しており、そうした検討内容を踏まえ、独立社外取締役が3分の1を占める当社取締役会においても、必要に応じて審議を行っています。

このうち、上場子会社の資本政策等についても、少数株主に不利益を与えない観点も考慮しつつ必要に応じた検討・見直しを継続的に行っております。その結果として、例えば、2019年には上場子会社であった日新製鋼(株)を完全子会社化し、2023年には持分法適用上場会社であった日鉄物産(株)を連結子会社化しつつ非公開化、2025年には上場子会社であった山陽特殊製鋼(株)を、また、本年4月1日には上場子会社であった黒崎播磨(株)を、それぞれ完全子会社化致しました。これらの対応は、当社の経営会議等において、事業戦略を踏まえた企業価値向上策等の総合的な観点から個別に検討し、取締役会における審議・決定のうえで実施されたものです。

また、当社は、上記のグループ経営の基本的な考え方を踏まえ、上場子会社を含むグループ会社全社を対象に、各社の必要な体質強化について審議・実行することを目的に、適時適切に各社の経営状況・財務状況を評価し、財務データに基づき年に1回以上の頻度で経営健全度評価を実施し、その結果を経営会議及び取締役会に報告しています。

## ② 少数株主保護を考慮した上場子会社のガバナンス体制

上場子会社各社においては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえ、取締役会における独立社外取締役の割合が3分の1以上を満たす体制となっており、独立した意思決定が確保され、自律的な経営がなされているものと認識しております。

そうした独立性が確保された体制のもと、親子会社間の取引条件についても、他の顧客との一般的な契約条件や市場価格等に基づき合理的に決定するなど、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。また、当社の上場子会社である日鉄ソリューションズ(株)及び大阪製鉄(株)においては、親子間で重要な取引・行為が発生する場合、独立社外取締役のみで構成される特別委員会を設置する体制を整備しております。

このように、当社は、上場子会社の資本政策等を含めたグループ経営について、独立社外取締役が3分の1を占める当社取締役会においても必要に応じて審議するなど、経営環境やグループ戦略の変化に応じて適時適切に検討し、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて一貫して取り組んでおります。また、各上場子会社において

は、独立性が確保されたガバナンス体制のもとで、少数株主保護の観点からも適切に経営がなされています。

当社は、上記の取組みの内容等について、各種開示書類において適切に開示も行っております。当社としては、今後も開示の充実に努めつつ、一貫した考え方のもとでグループ経営に取り組んでまいり所存です。従って、上場子会社に関する内容について審議する委員会を設置する必要はないものと考えます。

### **定款変更の是非**

本株主提案は、上場子会社に関する内容について審議する委員会の設置という個別具体的な事項を、会社の組織等の基本的な事項を定める定款に一律かつ固定的に定めることとするものであり、経営環境の変化に応じた機動的な方針の策定・変更や業務執行の妨げともなるため、不適切であると考えております。

以 上

本株主提案の内容は以下のとおりです。提案する議題、提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出された書面の該当箇所を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

## 第2 提案の内容

以下の1の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/NIPPO-N-OSAKASTEEL/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第4章 取締役及び取締役会

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う上場子会社戦略検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、取締役会の決議により選定された5名以上の本会社の取締役で構成され、その過半数は社外取締役とする。

3. 委員会は、本会社が親会社となっている上場子会社の代表取締役その他委員会が必要と認める者に対し、委員会への出席及び説明を求めることができる。

4. 委員会は、本会社及び本会社の上場子会社の株主価値の最大化並びに上場子会社の少数株主の利益保護の観点から、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を取締役会に答申する。

（1）上場子会社の保有方針（本会社による上場子会社の完全子会社化、本会社が保有する上場子会社の株式すべての売却、上場子会社の上場維持を含むがこれに限られない。）

（2）上場子会社の上場を維持する場合、その理由及び上場を維持することによる本会社及び上場子会社の株主価値向上への具体的な貢献内容

（3）上場子会社において、その経営の規律が保たれ、かつ、上場子会社の少数株主の利益を保護できるガバナンス体制となっているか

（4）上場子会社の前事業年度中の最終取引日時点のPBR（普通株式の株価を1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）で除して算定した数値をいう。）が1倍未満である場合又は前事業年度末の自己資本利益率が8%未満である場合における、当該上場子会社の経営計画、資本政策及び株主価値向上策の妥当性

5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば誰でも招集することができる。委員会

の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、任期その他の事項は、委員会において定める上場子会社戦略検討委員会規則による。

6. 委員会の活動に要する費用は、本会社の負担とする。

### 第3 提案の理由

#### 1. 上場子会社戦略検討委員会の設立に係る定款変更の件

当社は2025年以降、2社の上場子会社を完全子会社化した一方、大阪製鐵株式会社の保有株式は一部売却しつつ上場を維持しており、その対応には一貫性がなく、子会社の資本コストを高めている。

それにもかかわらず、当社の取締役会では、上場子会社の保有方針自体について議論がなされたことはないようである。

しかしながら、当社はUSスチールの買収により巨額の投資資金が必要となり、足元では転換社債型新株予約権付社債も発行しており、不要な上場子会社については保有株式を売却し必要資金に充当することも検討すべきである。

そもそも、親子上場は、少数株主の保護に欠けるなどの問題点を東証から指摘されており、この歪な保有形態に関し取締役会で何ら議論されていないことも問題である。

そのため、当委員会を設立し、当社のグループ戦略、資本政策及び上場子会社の少数株主保護等の観点から上場子会社の保有方針を検討する仕組みを整備すべきである。

以 上